

佐賀県教育委員会訓令甲第 1 号

本 庁
教 育 事 務 所
教育機関（学校を除く。）

佐賀県教育庁職員等の人事評価に関する規程を次のように定める。

平成29年 3月31日

佐賀県教育委員会教育長 古 谷 宏

佐賀県教育庁職員等の人事評価に関する規程

教育委員会の事務局(学校以外の教育機関を含む。)の職員の人事評価については、佐賀県職員人事評価規程(平成29年佐賀県訓令甲第 5 号)の規定の例による。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(佐賀県教育庁職員等の勤務評定に関する規程の廃止)

2 佐賀県教育庁職員等の勤務評定に関する規程 (昭和34年佐賀県教育委員会訓令甲第 1 号) は、廃止する。